

【研究ノート】

ウクライナ・ロシア戦争と平和主義（憲法9条） 平和主義による解決の道

藤井 正希

憲法学研究室

The Ukrainian-Russian War and Pacifism (Article 9 of the Constitution) The way of solution by pacifism

Masaki FUJII

Constitution

Abstract

In Japan, there are loud calls for an increase in armaments, and the trend toward militarization in government policies is becoming more pronounced. The pacifism (Article 9 of the Constitution) is no longer able to protect the country, and public opinion calling for its revision has become significantly stronger than before. Then, is it true that pacifism is powerless against this invasion, and that pacifism cannot deal with it? I do not believe that the current Ukrainian war has exposed the limits of pacifism and that it needs to be corrected. If Japan had practiced pacifism, it would have been possible to prevent the invasion, and in order to solve the problem, it is believed that what is needed is the realization and strengthening of pacifism. Therefore, in this paper, we will prove it.

キーワード：平和主義，徴兵制，戦闘の義務，軍備増強，良心的兵役拒否

1. はじめに

1.1. 本稿の趣旨

本年（2022）年2月24日、ウラジーミル・プーチン大統領の指示によりロシア軍がウクライナへ侵攻したことにより、ウクライナ・ロシア戦争（以下、ウクライナ戦争と呼ぶ）が開始された。世界は、ウクライナを支持するEU諸国および英米と、ロシアの行動に理解を示すベラルーシ、中国、エ

リトリア、北朝鮮、シリア、ミャンマー、イラン、キューバ、ベネズエラ、ニカラグアなどの反米・親露国家に二分され、軍事的緊張はきわめて高まっている。また、破壊されつくしたウクライナの都市、逃げ惑うウクライナ市民や路傍に横たわる遺体などの映像が連日、ネット空間を駆けめぐり、世界中の人びとの心を荒廃させ続けている。

このようななかで、日本では軍備の増強が声高に叫ばれ、政府の政策も軍国化の傾向が顕著になっている。平和主義（憲法9条）ではもはや国を守れないとして、その改正を求める世論も以前よりいちじるしく強くなっている。それでは、本当に平和主義は今回の侵攻に無力であり、平和主義では対処できないのであろうか。筆者は今回の侵攻で平和主義の限界が露呈され、その修正が必要となっているとはまったく思わない。平和主義を実践していれば今回の侵攻は防げたのであり、その解決のためにはむしろ平和主義の実質化・強化こそが求められていると考えている。そこで本稿では、そのことを示すために以下の二点を論じていく。

まず、①今回の侵攻が開始されるまでの経緯、侵攻が開始された理由・原因を検証し、平和主義的観点からしてどうすれば今回の侵攻が防げたのかを考える。侵攻開始にいたるまでの過程のなかで、侵攻を回避できるチャンスはいくつもあった。その時に平和主義にもとづく努力・実践がより徹底しておこなわれていれば、今回の事態はなかったのであり、それゆえ日本の軍備の増強、軍国化は不要であることを示す。また、②今回のような侵攻を平和主義的に解決するために何をすべきなのか、また、平和主義の枠内でどこまでできるのかを考える。今回、ウクライナのウォロディミル・ゼレンスキー大統領は18歳から60歳までの成人男子の出国を原則禁止し、実質的に徴兵制度を採用しているが、それに対する批判はほとんどない。この点、日本がウクライナと同様な立場にたたされた場合、政府は、憲法上、国民に戦闘や抵抗の義務を課することはできるのか、さらには徴兵制の採用の可能性も検討していく。

1.2. 戦争の現状

日本はもちろんEUと英米の側に立ち、ウクライナを支持している。そのため、対ロシア制裁を行っているが、制裁をおこなっている国は、EUと英米を除けば、日本、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドなど少数にとどまっている。また、ウクライナのゼレンスキー大統領は、世界各国により強力な武器の供与を求めているにもかかわらず、実際の武器供与国はアメリカをはじめ、イギリス、ドイツ、フランス、ポーランド、オランダ、トルコ等、30か国程度だと言われている。さらに、ウクライナへの最大の武器供与国であるアメリカは、民主主義と人道主義の擁護者であることを示すべく、本年5月9日、「2022年ウクライナの民主主義防衛のための武器貸与法」（いわゆる2022年武器貸与法）を成立させ、ウクライナへの徹底した武器支援を表明してはいるものの〔前澤2022:75〕、米軍派兵については当初から繰り返し明確に否定している。アメリカ・カナダの北米2ヶ国とフランス・ドイツを中心とした欧州28ヶ国、あわせて30ヶ国が加盟する政府間軍事同盟である北大西洋条約機構（NATO）も、加盟国ではないウクライナには部隊を派遣しない方針を一貫して

崩していない。この点、日本は平和憲法のもと武器支援も自衛隊派遣もすることはできないのはもちろんである。

これまで国連総会（193 か国で構成）では、①ロシア非難決議（2022年3月2日）、②ウクライナ人道支援決議（2022年3月24日）、③国連人権理事会からロシアを追放する決議（2022年4月7日）が採択されたが、賛成は①141 か国、②140 か国、③93 か国にとどまり、棄権や反対票を投じた国々の人口を合計すると、世界の総人口の半数を超える。このように、世界中の国々がロシアのウクライナ侵攻を不当と考えているわけでも、ロシアを罰することを望んでいるわけでもないのである。このような状況のもと、筆者が本稿を執筆している時点（2022年8月）ですでに開戦から半年が経過しているにもかかわらず、戦闘は膠着し、終戦の目途はまったく立っていない。

2. 日本の軍備増強・軍国化の是非

今回のロシアによるウクライナ侵攻をきっかけにして、日本国内では軍備増強や憲法改正を求める意見が日増しに強くなっている。具体的には、①GDP比2%以上への防衛費の倍増、②敵基地攻撃能力（反撃能力）の容認、③核共有（ニュークリア・シェアリング）、④自衛隊の憲法明記や平和主義（憲法9条）の修正（例えば、集団的自衛権の拡大）等があげられている⁽¹⁾。それでは、果たしてそのような“日本の軍拡化”は本当に必要であり、妥当なのであろうか。

2.1. 防衛費の倍増について

今年6月に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、NATO加盟国では防衛費をGDP比2%以上とする基準を満たすための努力がなされているとして、「防衛力を5年以内に抜本的に強化する」と盛り込んでいる。現在の防衛費は、2022年度の当初予算で約5兆4000億円、GDP比では0.96%であるから、GDP比2%に増額しようとするれば、さらに少なくとも5兆円以上の増額が必要になる。もしこれが実現すれば、世界で第9位だった国防予算は、アメリカ、中国について世界第3位となる。7月の参議院選挙の自民党公約でも、「NATOの2%以上も念頭に、真に必要な防衛関係費を積み上げ、来年度から5年以内に、防衛力の抜本的強化に必要な予算水準の達成を目指す」と明記されている。

日本経済新聞社の世論調査では、GDP比2%以上への防衛費の倍増について、賛成が55%、反対が33%であった⁽²⁾。これはやはり今回の侵攻が日本人全体の防衛意識に強い危機感を与えていることの現れであろう。しかし、これまで防衛費は、基本的にGDP比1%程度に抑えられ、それが一種の不文律となり、防衛費の増大を抑止してきたのであり⁽³⁾、この防衛費1%枠の撤退は、なし崩し的な軍備増強のきっかけになるに違いない。すなわち、不安感や危機感には際限がないから、防衛費も際限なく増え、やがて日本も核武装すべきだとなるのは必然である。これでは果てしなき軍拡競争の連鎖になってしまうのであり、そのような連鎖を断ち切り、戦力行使以外のあらゆる平和的な解決方法を積

極的に推進しようとしたのが平和主義なのである。まさに防衛費 1% 枠の撤退は平和主義の放棄につながる行為といえる。また、前述したように GDP 比 2% に増額するには、少なくとも 5 兆円以上の増額が必要になる。この点、消費税 1% に相当する税収は諸説があるも 2 兆円から 2.5 兆円と言われているから、最低でも消費税を 2% 上げて、そのすべてを防衛費にあてる必要がある。さらに、中国政府の公式発表によれば、2022 年の国防費は前年比 7.1% 増の 1 兆 4504 億 5000 万元（約 26 兆 3000 億円）であるから⁽⁴⁾、中国を仮想敵国にして防衛費を増強しようとするれば、防衛費を今の 5 倍にしなければならない。よって、消費税を 8% 上げて、そのすべてを防衛費にあてる必要がある。コロナ禍で疲弊している現在、日本人にその余裕と覚悟があるとはとても考えられない。

2.2. 敵基地攻撃能力の容認について

政府は、防衛力の抜本的強化を打ち出し、その柱として提唱しているのが敵基地攻撃能力の保有である。敵基地攻撃能力とは、敵国の軍事基地や軍事拠点などを攻撃する防衛装備能力をさし、これにより敵国の弾道ミサイルの発射基地や発射を指示する司令部などを攻撃することが可能となる⁽⁵⁾。岸田首相は 2021 年 12 月の所信表明演説を皮切りに、国会で「敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討する」と繰り返し述べている。この点、「敵基地攻撃能力」という言葉が持つタカ派的イメージを避け、先制攻撃できるとの誤解を持たれないように、敵基地攻撃能力を「反撃能力」と言い換えたうえで、2022 年度末までに改定予定の国家安全保障戦略にその保有を盛り込むという。今年 7 月の参院選の公約でも「弾道ミサイル攻撃を含むわが国への武力攻撃に対する反撃能力を保有し、これらの攻撃を抑止し、対処します」と明示されている。近時の中国や北朝鮮のミサイル開発にかんがみれば、迎撃のみでは防衛しきれない恐れがあり、抑止するためには専守防衛の考えを維持しながら反撃能力を持つべきとする。

しかし、与党内でも「古めかしい議論」「昭和の概念」として批判する意見も少なくない。この点、たとえ敵基地攻撃能力を反撃能力と言い換えたとしても、敵国に出撃して敵地にある施設を積極的に攻撃することは、「専守」（もっぱら守る）防衛を逸脱する行為と言わざるをえず、まさに宣戦布告とも解されかねない。また、正確に敵の軍事施設を空爆できた場合ならまだしも、民間施設を誤爆してしまう危険性も少なくなく、その場合には本格的な戦闘の幕開けとなってしまう。さらに、政府は、敵基地攻撃が可能な場合を「武力攻撃が発生した場合」とし、これは「我が国が現実的に被害を受けたとき」まで待つ必要はないが、「侵害のおそれがあるとき」ではならず、「侵略国が我が国に対して武力攻撃に着手したとき」であるとしている。そうすると、「侵略国が武力攻撃に着手した」と判断する時点が問題となるが、その判断は決して一義的に容易ではなく、その判断の仕方如何ではまさに「先制攻撃」を認めるに等しいことにもなりかねない。これは歴代政権が防衛戦略の柱としてきた専守防衛の原則を事実上放棄するに等しく、決して容認できるものではない。

2.3. 核共有について

プーチン大統領は侵攻開始後の4月、「特別軍事作戦」と称するウクライナ侵攻に関して、第三国が積極的に介入した場合には素早い対抗措置を取ると警告した。また、「ロシアは他国にない兵器を持っており、必要に応じて使う」とも述べ、核兵器の使用も辞さない構えを示し、ウクライナへの軍事支援を強める欧米を強く牽制した⁽⁶⁾。このような核使用発言をきっかけに、日本ではにわか核共有（ニュークリア・シェアリング）⁽⁷⁾ についての関心が高まっている⁽⁸⁾。核共有とは、核兵器を保有していない国が、核保有国の非戦略核兵器⁽⁹⁾ を自国内に配備し、共同で運用することであるが、これにより非核保有国であっても核の抑止力を最大限に活用することが可能となる。1994年のブダペスト覚書では、旧ソ連崩壊後に核放棄を決め、NPT（核拡散防止条約）に加盟したウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンの旧ソ連諸国3カ国の主権と国境について、米英露の核保有3カ国が尊重し、脅威となることや武力行使を控えることなどが定められたが、今回、結局、これは反故にされた⁽¹⁰⁾。この点、もしウクライナがブダペスト覚書で核放棄をしていなかったら、あるいはウクライナが核共有を実施しているNATOに加盟していたら、今回のロシア侵攻はなかったのではないかという議論もあり、それが核共有論に拍車をかけている。例えば、故安倍晋三元首相が、生前、そのような観点から、アメリカの核兵器を同盟国で共有する核共有について、日本でも本格的に議論を進める必要があると強調していたのは記憶に新しいところである⁽¹¹⁾。

そもそも日本には、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則が政府の基本方針としてあり、また、日本はNPT（核拡散防止条約）にも加盟している。そして、戦後一貫して、世界で唯一の戦争被爆国として核を廃絶するという目標を掲げてきたはずである。広島・長崎で核の破壊力を、そして福島で核の放射能の暴走を経験した日本人は、どの国の人びとよりも核の恐怖を知っているはずである。日本が核共有の道に進むことは、戦後、日本がおこなってきた平和主義の努力を無に帰するものであり、日本国憲法の精神に明確に反する。このような点にかんがみるならば、筆者は、日本人が核共有を容認することはありえないし、決してあってはならないと考える。

2.4. 平和主義による解決

まず第一に確認しておかなければならないことは、今回のロシアによるウクライナ侵攻は平和主義さえ徹底していれば十分に防げた可能性が高いということである。この点を理解するためには、ウクライナの地理や歴史、政治状況等を踏まえなければならない。この点、ウクライナの面積は60.4万平方キロメートルで、日本の約1.6倍、ヨーロッパ54か国のなかでは、ロシア・カザフスタンについて3番目の広さである。また、ウクライナの人口は、ロシアが実効支配しているバルカン自治共和国・セヴァストポリ市と、政府の統制が及んでいない東部2州（ルハンシク州とドネツク州）を除くと4205万人で、ヨーロッパ54か国のなかでは7番目の多さである。このようにウクライナは面積、人口ともに十分に独立国家の実体を備えている。そして、中央部および南部の平野は、広大で肥沃な黒土地帯であり、小麦、ひまわり、てんさいなどの耕作地が広がり、ロシア帝政時代から“欧州の穀倉地帯”

と呼ばれている。また、東部には、帝政ロシアの時代より、一大重工業地帯が形成され、鉄鋼業をはじめ重化学工業が盛んであり、特に鉄鋼は重要な輸出品目である。この点、1986年4月に未曾有の原発事故を起こしたチェルノブイリ原発は、首都キエフの北西にあり、旧ソ連時代には、連邦を構成していたロシア、カザフスタン、ベラルーシとともにウクライナにも戦略核兵器が配備されていた。このようにウクライナは旧ソ連を構成していた15の共和国の中心地であったのであり、地理的にはNATO加盟国であるポーランド、ハンガリー、ルーマニア等に隣接していることから、“ロシアとNATOとの緩衝地帯”の役割を果たしてきたのである⁽¹²⁾。このようなウクライナが“NATOの東方拡大”の一環としてNATOに加盟すれば、ロシアにとってはまさに“目の前に敵”の状態になるのであり、脅威を感じるのは当然である。とりわけロシアとウクライナはいずれも旧ソ連の中心的な構成国であり、運命共同体のいわば“兄弟国”だったのである。仲の良い兄弟ほどいったん関係がこじれると近親憎悪により、より強く憎しみあうものである。ロシアのプーチン大統領がウクライナに対して「NATOに加盟することはやめてくれ」と要求するのは至極当然のことである。

ロシアとNATOとの現在まで続く対立の火種は、1989年11月にベルリンの壁が崩壊した後の東・西ドイツの統一交渉の過程において、すでにまかされていた。すなわち、西側諸国とソ連との間で“NATOの東方不拡大”に関する明示的な約束はなかったとされているし、その約束の存在を示す文書は存在していない。しかし、西側が東ドイツから撤退するようにソ連軍を説得しようとした際、交渉の場でいくつかの意味深長な発言がなされ、それらが現在の対立を生み出すもとになった。例えば、1990年2月にアメリカのベーカー国務長官はソ連のゴルバチョフ書記長に「NATO軍の管轄は1インチも東に拡大しない」と発言した（いわゆる“1インチ発言”）。また、NATOのヴェルナー事務総長も同年5月に「NATO軍を西ドイツの領域の外には配備しない用意がある」と演説した。しかし、それにもかかわらずNATOはそれ以降、東方拡大をし続けたのであり⁽¹³⁾、プーチン大統領が「西側は約束を反故にした」と主張する原因はまさにそこにあるのである。その後、1990年9月に東・西ドイツとアメリカ、ソ連、イギリス、フランスは、ドイツに関する最終的な条約を結び、その結果として、統一ドイツは完全な主権を回復し、NATOへの帰属が事実上、認められたが、条約にNATOの東方拡大を禁じる条項は盛り込まれなかったのである。この点、確かに文書による明示的な約束はなかったかもしれないが、口約束でも契約は成立するというのが一般の理解であるし、少なくともその信頼は尊重されるべきであろう。やはりこの時に、平和主義の立場にたって、ロシアの利益にも十分に配慮を示して、継続的な協議の場を設定する必要があったのである⁽¹⁴⁾。

2014年2月、ロシア軍がクリミア半島に展開するなかで、ウクライナのクリミア自治共和国では、武装集団によって取り囲まれた議会で、親ロシア派のアクシヨーフが新首相に任命された。その後、プーチン大統領は、ロシア系住民の保護を口実に、ウクライナへのロシア軍投入を決定するとともに、クリミアのロシア編入を問う住民投票を実施させ、90%以上の賛成を得たとして、クリミア自治共和国のロシア編入を実現した。この住民投票は、ロシアの強大な圧力のもとで行われており、その正当性には大きな疑問があるが、プーチン大統領は、クリミアのロシア編入は、国連憲章で認められたク

リミア住民の民族自決にもとづくものであると述べ、その正当性を主張している。このときウクライナは、ほとんど抵抗することなくクリミア半島をロシアに明け渡してしまったし、欧米もそれほど強い非難をロシアにしなかった。確かに、クリミアは歴史的にロシアとの結びつきが強く、ロシア系住民も多く住み、編入に対する反対も多くはなかった。また、当然、武力による抵抗は大きな犠牲を伴う。それゆえ、ウクライナも欧米も損得勘定で編入を消極的にはあるが容認したのであろう。そして、3月、国連安全保障理事会でクリミアの住民投票を無効とする趣旨の安保理決議案が採決されたが、ロシアによる拒否権行使で否決され、その後、同趣旨の国連総会決議案が、賛成100カ国、反対11カ国、棄権58カ国で採択された。ただし、この決議には、安保理決議と違い法的拘束力はない。この点、筆者は、このときウクライナや欧米のみならず世界各国がもっと強くロシアを非難し、平和主義にもとづきロシア、ウクライナ、クリミアを話し合いのテーブルにつかせて編入の妥当性や合法性を検証する継続的な協議の場を設定していたら、今回の侵攻は防げた可能性があるのではないかと考える。「ロシア系住民の保護」を口実に、ロシア軍を投入し、ロシア編入を実現する、あるいは傀儡政権を樹立するという同じ手法が今回も使われており、クリミアの成功体験が今回の侵攻の呼び水となったことは間違いなからう⁽¹⁵⁾。

ロシアは昨年（2021年）末にアメリカをはじめとするNATO加盟国に対して、NATO不拡大を盛り込んだ条約締結を求めていた⁽¹⁶⁾。しかし、それに対してアメリカのジョー・バイデン大統領は「ウクライナの国家主権や領土の一体性、すべての国家が自国の外交政策や同盟を決定する権利、NATOの門戸開放という原則」を理由に要求を一方的にはねつけ、まったく交渉の席につこうとはしなかったのである⁽¹⁷⁾。ウクライナのゼレンスキー大統領もその要求には一切の配慮を示さずにNATO加盟に突き進もうとした。これらはまったく平和主義に反する行動であり、これが今回の侵攻を引き起こした最大の要因の一つであるのは間違いない。また、ウクライナに侵攻する直前の今年2月、プーチン大統領は、ドイツのシュルツ首相とモスクワで会談している。この時、ロシアはウクライナ国境付近に10万人規模の兵力を集結させており、ベラルーシ領内でも合同軍事演習を本格化させ、さらに黒海では軍事演習を開始していた。会談後の共同記者会見で、プーチン大統領は、一部の部隊撤収を発表するとともに、NATOの拡大停止などロシアの主要な要求もあわせて議題とするのであれば、ヨーロッパの安全保障や中距離ミサイル、軍備の透明性の問題について欧米側と交渉する用意があると表明した。これに対して、シュルツ首相は、ロシアが一部の部隊撤収を発表したことを評価したものの、NATOの東方拡大は現在の議題にはない旨を述べ、プーチン大統領の要求を一蹴している。繰り返しになるが、今から思えば、このとき欧米側がロシアの利益にも十分に配慮を示して、平和主義の理念にもとづき「NATOの東方拡大」をテーマにウクライナも含めて継続的な協議の場を設定していたならば、少なくとも2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻は絶対になかったであろう⁽¹⁸⁾。その際、平和主義を高らかにうたう憲法を擁する日本は、盲目的に欧米側に追随して一方的にロシアを糾弾する立場にたつのではなく、中立的な立場でロシアとウクライナの橋渡しをし、継続的な協議の場の設定を模索すべきであったのである⁽¹⁹⁾。

今回のロシアによるウクライナ侵攻は、両国の地理的、歴史的、政治的な多くの要因が相まって発生したものである。日本はどこの国ともこのような関係にはないのだから、今回の事例を日本にそのままあてはめることはできない。今回の事例をもとに、中国やロシアを仮想敵国にして軍事的脅威を過度に強調し、国民の不安や恐怖心をあおり、前述したような日本の軍国化を進めようとすることは明確に誤りである。また、上述した通り、今回の侵攻は、各々の要所で継続的な協議の場を設定し、合意形成を図る努力を続けることにより、平和主義的な手段で十分に解決が可能であったと考えられる。少なくとも現時点での武力衝突が避けられたことは間違いない。よって、今回の事例を日本の軍国化の口実にしては絶対にならない。

3. 国民に戦闘や抵抗の義務を課することの可否・徴兵制の採用の可能性

前述した通り、今回のロシアの侵攻に対して、ウクライナのゼレンスキー大統領は、国民総動員令により18歳から60歳までの成人男子の出国を原則として禁止し、今後の徴兵の可能性を明確にしている。また、「望む国民には武器を渡す」として女性の入隊も積極的に奨励し、一説ではすでに3万人を超える女性（正規軍の約15%）が戦争に参加していると言われている。国民が一丸となって「ウクライナに栄光を」のスローガンのもと、自国の自由と領土を守るために武器を手に必死の戦闘をおこなっている。ゼレンスキー大統領がこのように18歳から60歳までの成人男子の出国を原則禁止し、実質的に徴兵制度を採用していることに対して、日本国内では批判的な意見はほとんどない⁽²⁰⁾。ゼレンスキー大統領には戦闘開始の当初から降伏の意思はまったくなく、「ウクライナ軍は最後まで戦う」と勝利まで徹底抗戦する考えを繰り返し表明している。

日本国憲法のもとでは、あくまで“平和主義を徹底すること”が大前提なのであり、平和主義をつねに実践していれば、日本がウクライナのように他国から侵攻されることはまずありえない。そのことは最初に確認されなければならない。すなわち、平和主義を放棄する必要はまったくないのである。しかし、万一、それにもかかわらず平和主義が何らかの理由で尽きてしまい、他国から侵攻されてしまうこともまったくないとは言い切れないので、政府としてはその場合を想定して対応を準備する必要がある。それでは、もし日本がウクライナと同様な立場にたたされた場合、政府はどのように対応すべきであろうか。具体的には、政府は、憲法上、国民に戦闘や抵抗の義務を課したり、それを前提にして徴兵制を採用したりすることはできるのだろうか。

3.1. 国家・市民・自衛隊員の取りうる手段

①国家について

万一、日本が他国から軍事侵攻された場合、国家が取りうる手段は大別してつぎの五つであろう。

①自衛隊員にも一般市民にも武器をとって戦うことを強制する。前述したように、ゼレンスキー大統領は18～60歳の男性の出国の自由を制限し、徴兵の可能性を示唆している。②自衛隊員には武器を取

って戦うことを強制するが、一般市民には武器を持たない非武装の抵抗を強制する。③自衛隊員には武器を取って戦うことを強制するが、一般市民には何らの強制をおこなわず、逃げることを許す。④自衛隊員にも一般市民にも何らの強制をおこなわず、逃げることを許す。すなわち、国家としての組織的抵抗を放棄し、侵略者の要求を受け入れ、服従する⁽²¹⁾。上記のいずれの場合でも、さらに⑤傭兵を雇い戦うかどうかが問題となる。この点、ゼレンスキー大統領は傭兵を活用している⁽²²⁾。

②一般市民について

つぎに、自衛官以外の一般市民が取りうる手段は大別してつぎの四つであろう。①自衛隊に入隊し、または入隊せずに一市民として、武器を取って戦闘に参加する。すなわち、自らの命を犠牲にして戦う。②武器を持たず非武装で抵抗する。すなわち、例えば、素手で戦車に立ち向かう等、抗議や説得の行動をおこなったり、マハトマ・ガンジーのように非暴力不服従で対抗する。③侵略者の要求を受け入れ、服従する。④逃げる。すなわち、避難民として国内外に逃避して自分の身体の安全を確保する。この場合、国際法上、難民条約によって「難民」として保護の対象になる⁽²³⁾。

③自衛隊員について

さらに、自衛隊員が取りうる手段は大別してつぎの三つであろう。①自衛隊員の職務を全うすべく武器を取って戦う。②認められるかどうかは別にして、良心的兵役拒否の権利（憲法19条）や奴隷的拘束・苦役からの自由（憲法18条）、あるいは幸福追求権（憲法13条）等を主張して、法的に戦闘を忌避する。③逃げる。この場合、国際法上、難民条約によって「難民」として保護の対象になるのかが問題となる。

3.2. 様々な見解

これまでの憲法学の通説は、兵士（自衛隊員）に対しては格別、少なくとも一般市民に対しては、幸福追求権（憲法13条）や奴隷的拘束・苦役からの自由（憲法18条）、究極的には日本国憲法の大原則である基本的人権尊重主義（憲法11条、97条）を根拠に、戦闘・抵抗義務や徴兵制を否定してきた。また、兵士（自衛隊員）についても、思想・良心の自由（憲法19条）から良心的兵役拒否の権利⁽²⁴⁾を認め、職場放棄を容認する見解が有力に主張されてきた。このような考え方に立てば、今回のゼレンスキー大統領のようなやり方は日本国憲法上、許されないということになる。

この点、例えば、ロシアによるウクライナ侵攻が始まった当初からウクライナ国民に対し、戦わずに降伏して国外に逃れてプーチン大統領が不在となる数十年後に再起を期すことを勧める見解があった⁽²⁵⁾。また、反撃して大きな被害を招くよりも武力による反撃をせずに白旗をあげるほうが、被害が少なく済むのであり、国家が国を守るために戦うことによってかえって国民の被害が拡大するから、攻められたら戦わずに白旗をあげるべきだとする見解もある〔伊藤 2018：5-25〕。これらの主張のように、侵略者に抵抗して戦えば戦うほど市民の死者や都市の破壊が増え、かえって国民の被害が

拡大するから、攻められたら戦わずに白旗をあげて降伏するべきだという考えにも一理はあろう。さらに、ウクライナ戦争に対する日本の対応について、つぎのような見解もある。すなわち、先の大戦で日本が半年早く和平、降伏に応じていれば、東京大空襲も沖縄戦も広島、長崎に核兵器が使われることもなかった。戦争が長引けば、子どもや女性、お年寄りたちの犠牲が増えるばかりである。日本は非友好国に指定される前はロシアとの関係は良好だったのであり、また、ウクライナにも 2005 年から現在までで約 3100 億円の経済協力をしている。日本はプーチン大統領にも、ゼレンスキー大統領にも物が言える立場なのだから、「ここは銃を置け」と両国に呼びかけ、さらにロシアと良好な関係にある国にも加盟している G20 の枠組みを活用して停戦を呼びかけさせるべきである。その際は、日本の岸田首相が保証人になるくらいのリーダーシップを発揮するべきであるとする⁽²⁶⁾。この見解は、平和主義のもとにおける戦争停戦の仲介者としての日本のあり方の一例を示したものであるであろう。

しかし、侵略者に対して最初から白旗をあげて降伏するべきとする考え方には当然ながら批判的見解もある。すなわち、現在、基本的に殺戮は戦闘地域付近で行われているが、降伏して全土が制圧されたら全土で殺戮が行われ、決して降伏は人命救助につながらない。ウクライナがロシアに降伏することは、今以上の殺戮につながるだけの最悪の選択肢であり、降伏という選択肢をウクライナ国民一人一人はもう考えてはいない。仮にウクライナ政府が降伏だといっても抵抗が続くのは必定であり、その場合は政権と国民の行動が不一致になり、さらなる混乱と殺戮につながると指摘し、降伏論を明確に否定する⁽²⁷⁾。確かに降伏をすれば現在進行形の殺戮は避けられるとしても、ウクライナは完全にロシアの支配下に置かれ、将来的にはさらなる殺戮が永遠に続くことになるということであろう。実際、ウクライナの占領地域におけるロシア軍の残虐行為が明白となった現在、人命の尊重や国家の存続などを考えれば、安易な降伏論に与することはできないのは理解できる。過去にヨシフ・スターリンを指導者とする旧ソ連政府によって多くの農民が餓死させられたホロドモール⁽²⁸⁾を経験したウクライナの人びとであれば、なおさらそれを痛感するであろう。

また、日本で抵抗するよりも降伏しろという意見がでていくことについて、現に殺傷が行われ、また、降伏後の状況が見えないなかで、この提案は何を意味するのかと問題提起をした上で、以下のよう述べる見解もある。すなわち、仮に命だけは助かるとしても、降伏という選択それ自体が、これまでのウクライナの人びとの選択を否定することになる。ウクライナは、ここ 20 年ほど、ロシアへの依存体制から脱却し、ヨーロッパとのつながりを強化することで経済発展を促進しようとする姿勢を示してきた。ロシア側は、そこにストップをかけようとしてきたが、ウクライナの人びとは、2014 年のユーロ・マイダン革命⁽²⁹⁾に象徴されるように、この誘惑を敢然とはねのけてきた。ウクライナのゼレンスキー大統領が「民主政のための闘いだ」と訴えるとき、その内実には、これまでのウクライナの人びとの選択の歴史が刻まれている。そもそもウクライナの人びとがロシアの侵攻に対してどのような姿勢を示すのかは、基本的には彼らが決めるべき問題である。にもかかわらず、ウクライナ以外の人びとがウクライナに降伏を勧めるのは、プーチン大統領に与することと変わらない。「欧米の影

響からウクライナを守る」とも言っていたプーチン大統領の姿勢は、ウクライナの人びとの民主的な選択を否定し、ひいては尊厳を毀損していると言わざるをえない⁽³⁰⁾。このような考え方にたてば、万一、日本が他国から侵略された場合にも、抵抗か、降伏か、逃亡かは日本人が民主的に選択すべきであり、そのいずれであろうともその選択は尊重されるべきということになる。

さらに、“非暴力抵抗こそ民を守る”として、以下のように述べる見解もある。すなわち、たとえ戦争になっても、銃を取るべきではない。そもそも戦争が始まってしまったら終わりであり、一番大事なのは、戦争が起きないようにすることで、そのために政治や外交、経済や文化の交流がある。確かに主権国家には自衛権があるが、しかし攻められたからといって応戦すれば、相手も応戦し、暴力の連鎖が始まる。本当に国や人びとを守れるかという、難しい。今回のウクライナを見てもわかるように、町や村が破壊され、大勢の人が死んでいき、取り返しがつかない。侵略者を駆逐できたとしても、国がめちゃくちゃになった後では、元も子もない。それより、国の指導者が一切交戦しないことを決断し、国を挙げての組織的で徹底的な非暴力・不服従の抵抗を呼びかけた方が、国や民を守れる可能性がある。侵略者に占領されても、軍も警察も官僚も労働者も、組織をあげて一切協力しなければ、人びとの協力なしに侵略者は国を支配できないからである。究極の選択であるが、非暴力の組織的抵抗には、一定の合理性と倫理的な高潔性がある。現在そう考える日本人はごく少数かもしれないが、戦争を体験した世代には、もっと多かったと思う。今は戦争に対する現実味が薄れているのかもしれない。侵略者に占領されれば、過酷な弾圧や投獄、処刑などの仕打ちにあう恐れもあるが、それでも国と民が組織的に非協力を貫けば、侵略者は占領地をうまく統治できず成果をあげられない。米国の政治学者ジーン・シャープは198の抵抗の手法をあげたが⁽³¹⁾、こうした手法を駆使し、あくまでも非暴力的抵抗を貫くべきである。逆に、武力行使を選べば、自国の政府も全体主義に傾き、個人の人權よりも国益が優先され、個人は国のために命を差し出せということになるが、まさにそれが戦争である。武器を取るか投獄されるかを選ぶなら、とても嫌なことだが、投獄を選ぶ。侵略者と戦時下の自国政府のどっちを恐れるべきかと問われれば、どちらも怖い。このように、この見解は、非暴力抵抗こそが最善の策であることを力説している⁽³²⁾。この点、もちろん非暴力抵抗主義にも多くの問題点や限界がありうるだろうが、それが日本国憲法の永久平和主義にもっとも相応しい考え方であることは間違いない。

3.3. 取るべき対応とは

日本国憲法の基本的な人権尊重主義（憲法11条、97条）を強調するならば、万一、日本がウクライナのように外国から侵攻された場合、国家としては憲法上、国民に戦闘や抵抗（国家防衛）を強制することはできないから、真っ先に白旗を上げて、自衛隊員も含め「逃げたい者には逃げる権利を保障する」ことが理想なのかもしれない。少なくともそのような憲法解釈が成り立ちうることは間違いない。しかし、そのような憲法解釈をとるならば、日本民族、日本国民はより悲惨な運命を強いられるであろう。例えば、ユダヤ人が安住の地をえることができたのはイスラエルという国ができたからで

ある。それに対して、アラブ人（パレスチナ人）がいまだに流浪の民として悲惨な生活を強いられているのは国を持たないからである。国家を持たない民族がいかに悲惨な運命を強いられるかは世界の過去の歴史を紐解けば明らかである。「国を持たない最大の民族」と言われているクルド人やロヒンギヤの苦難の歴史からそのことを学ぶ必要があるだろう。また、万一、他国から侵攻された場合に、国家として国民に組織的な抵抗を求めず、真っ先に白旗を上げて、自衛隊員も含め逃げたい者は逃げろというのでは国家の矜持はどこにもないであろう。それでは国家の態をなしてはいないと言わざるをえない。

日本国憲法が十全に機能している限り、国家の利益と国民の利益との間に齟齬はないはずであり、国家の存在が国民の福利の増進には必要不可欠となる。よって、万一、日本が他国から侵攻された場合には、政府が国家存続のため組織的抵抗をすることはむしろ当然のこととなる。そして、国家が組織的な抵抗をするのであれば、一般市民に対する何らかの強制や制限は不可避である。ナチス占領下のフランスでドイツ人に協力するフランス人も少なくはなかったように、利敵行為は規制しなければならないし、また、逃げたければ自由に逃げろでは組織的な抵抗は成り立たない。市民が武器を取って戦う場合であれ、武器を持たず非武装で抵抗する場合であれ、指揮系統をもって組織的に戦わなければ効果は半減してしまうから、政府軍の指揮下での行動にならざるをえない。よってそこには、上命下服の関係が不可避となる。

ウクライナの市民は、武器を取って戦う道と武器を持つことを拒否して抵抗する道のいずれを選ぶべきかというきわめて難しい選択を迫られた。現実には、ゼレンスキー大統領の呼びかけに応じて武器を持つことを選択した者と、あくまで非暴力に徹しようとする者とのどちらも存在したが、両者は互いに敵対するのではなく、むしろ補完し合いながら戦いを継続している。プーチン大統領は、ロシア軍によって短時間に首都キエフを占領し、傀儡政権を樹立するという計画を立てていたようだが、ウクライナのロシアに対する軍事的な抵抗は、多くの兵士や市民の死という犠牲と凄惨な都市破壊という被害とをだしながらも、その計画を頓挫させた。また、軍事侵攻という暴挙もたらしたロシアの財政的負担や人的被害の急増、経済制裁による経済や生活の破局は、ロシア全体に大きな打撃を与えるとともに、ロシア国民の閉塞感や厭戦感情を増大させている。軍事力によってロシア軍を撃退して平和を実現しようとするれば、市民の犠牲は限りなく大きくなるのは避けられず、やがてはプーチン大統領自身が示唆しているように、生物・化学兵器や戦術核兵器等の大量殺戮兵器の使用に発展しかねない。やはりできる限り早く交渉によって停戦を実現し、ロシア軍を撤収させることが望まれる。その際に最大の力になるのは、非武装で戦っているウクライナ市民とロシア国内の反戦・反プーチンのロシア市民との連携であろう。

それでは、日本が他国から侵攻された場合、自衛隊員には憲法上、戦闘義務があるのか。憲法学では自衛隊の合憲性が大きな論点となり、依然、違憲論も一部で強く主張されてはいるものの、自衛隊は国民の中に深く浸透している。世論調査をすれば、自衛隊の存在を支持する意見がつねに8割を超える。例えば、2018（平成30）年3月に内閣府政府広報室が公表した「自衛隊・防衛問題に関する世

論調査」によれば、自衛隊に良い印象を持っている人は89.8%であり、悪い印象を持っている人はわずか5.6%に過ぎない。また、自衛隊はない方がよいと答えた人はわずか1%強に過ぎない。それは例えば、東日本大震災のときに人命救助に奔走し、爆発して崩れ落ちた福島原発にヘリコプターから命がけで放水した自衛隊員の姿、また、イラク戦争（2004年）後、イラクの非戦闘地域で、給水・医療支援、公共施設の復旧・整備等の人道復興・安全確保活動を積極的に行う自衛隊員の姿を目にした国民の素直な感謝の気持ちにもとづくものであろう。このようなこれまでの地道な自衛隊の活動が国民の共感を呼び、受け入れられて現在の自衛隊への国民の高い支持があるのである。しかし、現在の自衛隊への国民の高い支持のいわば“当然の暗黙の前提”として「もし日本が他国から侵攻された場合には、自衛隊員は日本の国土を守るために率先して命をかけて戦うのは当然の義務である」という法的確信がある。もし日本が他国から侵攻された場合に、自衛隊が国土を守るために命がけで反撃をしないのならば、戦わずに逃げるといふのであれば、国民は決して今のような支持を自衛隊にあたえないであろう。少なくとも国民は、日本国憲法上、自衛隊員に戦闘の義務を課することは当然にできると考えているのである。そもそも政府が国家存続のため組織的抵抗をすることを認める以上、一定の兵力が必要不可欠であり、それを十分に確保するには何らかの強制力の行使をせざるをえない⁽³³⁾。

万一、日本が他国から軍事侵攻された場合、国家は組織的抵抗をして国家の存続を図るため、自衛隊員に対しては武器を取って戦うことを強制することは許容されると考える。すなわち、自衛隊員には戦闘義務がある。また、必要とあれば傭兵を雇うことも許されよう。これに対して、一般市民に対しては、国家は抵抗することを強制できるが、武器を取って戦うか、武器を持たない非武装の抵抗をするかの選択権を市民に認めるべきである。このように解した場合、つぎに問題となるのが「それでは一般市民や自衛隊員が『逃げた』場合には、国家はどこまで強制できるのか」という点である。旧日本軍では戦場から逃げた場合は銃殺だったことは広く知られているが、現在のロシアでも同様なことがおこなわれているという報道もある。説得・懲罰を超えてどこまでできるかは非常に判断しがたいところである。さらに、「国家が兵力を確保するために徴兵制をとることはできるのか」という点も問題となる⁽³⁴⁾。韓国の徴兵制は有名だが、近時、NATO加盟を申請したスウェーデンとフィンランドはいずれも徴兵制を採用している。志願兵制だと貧しく職がないような社会的底辺の人びとから戦場に送られることになり、むしろ徴兵制の方が社会的平等が保てるという意見もある。徴兵制の内容如何では平和主義と徴兵制の両立も可能かもしれないし、国家の組織的抵抗を許容する限り、その必要性は否定できないであろう。日本人は徴兵制という言葉を知りただけで嫌悪感を感じる人も多いが、現在のウクライナを見ていると必要性を認めざるをえない。これらは非常に困難な問題であるが、今後の研究課題としたい⁽³⁵⁾。

以上

注

(1) 自衛隊の憲法明記や集団的自衛権の問題は、今回の侵攻以前からさまざまに議論されてきており、

筆者も以下の通りすでいくつか論文を執筆している。そのため、本稿ではこれらの論点にはふれないこととする。「憲法改正の必要性を考える～自由民主党の改正草案をもとに」(『法学館憲法研究所報・第9号』2013年)。「平和主義(憲法9条)の法解釈論—集团的自衛権を中心にして」(『群馬大学社会情報学部研究論集・第21巻』2014年)。「自衛隊の憲法明記の妥当性」(『安倍改憲・壊憲総批判 憲法研究者は訴える』2019年 八月書館)。

(2) 2022年4月25日付 日本経済新聞。

(3) 1976(昭和51)年に三木武夫内閣が、防衛費をGDP(当時はGNP)の1%以内に収める閣議決定をおこなった。1986(昭和61)年に中曽根康弘内閣がこの制限を撤廃することを表明したものの、これまで事実上、防衛費は、慣例としてGDP比1%程度を目途に予算編成されてきた。

(4) 2022年3月5日付 日本経済新聞

(5) 敵基地攻撃能力に関する日本政府の見解はつぎの通りである。すなわち、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います」(鳩山一郎首相答弁、船田中防衛庁長官代読、1956[昭和31]年2月29日衆議院内閣委員会15号)。

(6) 2022年4月28日付 東京新聞

(7) アメリカとの核共有は、ベルギーやドイツ、イタリアなどNATOの一部の国で採用されている。すなわち、核共有の取り決めを結んでいる5カ国(ドイツ、ベルギー、オランダ、イタリア、トルコ)が、各国内の基地にアメリカの核弾頭を保管し、保管国とアメリカが核使用について決定が一致した場合に限り、保管国の航空機に核弾頭を積んで攻撃する。ただし、核弾頭はあくまでもアメリカのものであって、保管国に保有権はない。また、保管国が核兵器の使用を希望しても、アメリカが反対したら使用はできない。逆に保管国が反対しても、アメリカは自国の航空機やミサイルを使って核攻撃ができるので、保管国には実質上、拒否権がない[高橋2022: ネット]。

(8) 産経新聞とFNN(フジニュースネットワーク)が2022年3月19、20日に行った合同世論調査では、米国の核兵器を同盟国内に配備して共同で使う核共有について「議論すべき」と答えた回答者

が全体の 83.1%を占めた。

（9）戦略核兵器とは、射程が 5500km 以上で敵国の都市、インフラ施設、核兵器施設などを攻撃目標とする核兵器のことである。これに対して、非戦略核兵器は、戦域核兵器と戦術核兵器に分けられ、戦域核兵器（中距離核兵器）は射程が 500～5500km の核兵器であり、戦術核兵器は射程が 500km 以下で、通常兵器の延長として隣接国家間で使用される核兵器のことである [初瀬 2017 : 8-9]。

（10）2022 年 8 月 29 日付 読売新聞。

（11）ただし、現在の岸田文雄首相は、ハト派で被爆地・広島出身ということもあり、核共有には慎重な立場を崩していない。国会においても現内閣で核共有を検討する予定はないと明言している。

（12）在ウクライナ日本大使館ホームページ参照。

（13）その後、西側は、ロシアの神経を逆撫でするかのようになり、1999 年にチェコ・ハンガリー・ポーランド、2004 年にはエストニア・ブルガリア・ルーマニアと旧共産圏の東欧諸国をつぎつぎに NATO に加盟させ、冷戦終結時に 16 だった加盟国は現在では 30 まで増加している [豊島 2022 : 84-85]。

（14）2022 年 4 月 22 日付 朝日新聞。

（15）2008 年、グルジア（現ジョージア）で親ロシア政権が民衆によって倒され、親米政権が NATO に加盟しようとした際、プーチン大統領は親ロシアである南オセチア自治州とアブハジア自治共和国にグルジアからの独立を宣言させ、その支援を名目にしてロシア軍を平和維持軍としてグルジアに派遣した（ロシア・グルジア紛争）。この手法と論法は、プーチン大統領の侵攻のための常套手段と言えよう [渡部・井上・佐々木 2022 : 25-26]。

（16）2022 年 5 月 19 日付 読売新聞。

（17）2021 年 11 月頃から侵攻開戦日の 2022 年 2 月 24 日にかけて、ロシアのプーチン大統領の固い侵攻の決意が明らかになっているなかで、アメリカのアントニー・ブリンケン国務長官とロシアのセルゲイ・ラブロフ外相は、直接・間接に何度も対話をしている [新垣 2022 : 2-7]。そこで、ロシアの最大の関心事である「ウクライナの NATO 加盟問題」について、アメリカがロシアにとっての「ゼロ解答」をだし続けたことがロシア侵攻を招いた最大の原因である。

安全保障と平和は、意味のある対話に従事することなしにありえないし、対話は道徳的・精神的価

値へ最大限の配慮を示し、短期的な自己利益を超越しなければ成功しない。嫌悪感や不信感を除去し、相互尊重と平等で建設的な対話を促進することが、平和と安定の確立のために必要なのである。やはりアメリカの何らかの譲歩が必要だったのである [ゴラマリ 2016 : 128-132]。

(18) アメリカは1997年以降、ソ連封じ込め政策を立案したジョージ・ケナンから、NATOの拡大は冷戦終結後のアメリカの最大の誤りであり、それはロシアの政策を我われが望む方向とは反対の方向に押しやるだろうと警告されていた [マウリツィオ 2022 : 287]。この警告が今回そのまま現実化したのである。

(19) 2022年8月29日付 読売新聞。

(20) ロシアでも18歳から27歳の男性に兵役が義務づけられており、拒否すれば罰金または2年の禁固刑が科されうる。

(21) 例えば、路上で強盗に遭遇した場合の対応としては、①相手が刃物を持っていようと戦う、②相手が武器を持っているから要求通りに財布を差し出す、③そこから逃げる、という選択肢がある。もちろん強盗は悪であり、当然、捕まえて処罰しなければならないが、財布を差し出したり、逃げた人間に対して、「なぜお前は戦わないのか」と言って責めることはしない。それなのに「敵国から攻められたら国民はみんな一緒に戦わなければいけない」という議論をするのは非常におかしい。他国から攻められた場合、国民が自分の国を守るために戦うのか、逃げるのか、降伏するのかは、それぞれの国民が決めるべきであって、みんなが一緒に戦う必要はない。「国の問題は別だ」という議論の立て方こそ批判されなければならないという見解もある。このような市民の選択権は最大限に尊重される必要があることはもちろんである [清水 2022 : 22-24]。

(22) ウクライナ政府軍には、極右の部隊(例、アゾフ連隊)や、米国の民間軍事会社の傭兵部隊(例、アカデミア)などが参加しているとされる。

(23) 以前は戦争や武力紛争から逃れてきた人は、難民条約上の「難民」ではないとされていたが、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)が2016年に「戦争、武力紛争であっても条約上の難民に該当する」と明記したガイドラインを出したことにより、現在では戦争難民も難民条約上の「難民」として扱われるのが通例である。

(24) 兵役拒否の制度には、四つの類型がある。まず、大きく①徴兵制の下での内面の自由を尊重しようとする自由主義的兵役拒否と、②軍隊内での兵士・軍人による選択的兵役(命令)拒否がある。

さらに、前者には、⑦兵役拒否者を兵役から免除する免除型、⑧兵役拒否者を戦闘任務ではない別の代替的な軍務に就かせる代替役務型、⑨兵役拒否者を福祉や社会奉仕などの民間役務に就かせる民間役務型がある。後者は、兵士・軍人による特定の命令拒否であり、抗命権であると同時に違法な命令には従わない抗命義務でもある。この点、西ドイツの最初の憲法であるボン基本法（1949年）は、その4条3項で「何人も、その良心に反して武器を持ってする戦争の役務を強制されてはならない」として、憲法上の基本権として世界で初めて兵役拒否権を保障した〔市井2021：206-208〕。

（25）元大阪府知事・元大阪市長であり、弁護士でもある橋下徹は、自身のツイッターや出演したテレビ番組においてこのように主張していた。

（26）2022年6月17日付『週刊朝日』における鈴木宗男参議院議員の主張。

（27）2022年3月29日付産経新聞。ウクライナ人の国際政治学者であるグレンコ・アンドリーが参議院の外交防衛委員会に参考人として出席し、自民党の和田政宗による「テレビのコメンテーターなどが『このまま戦うと人命が失われたり、被害が広がるから降伏した方がよい』という論を展開しているが、どう思うか」との質問に対する回答。

（28）ホロドモール（1932～33年）とは、旧ソ連においてスターリンが、ウクライナの強制的な農業集団化によって穀物の収穫が大幅減となったにもかかわらず、大量の穀物調達を命じたことにより起こった人為的な大飢饉のことである。餓死者は、300万人とも、1000万人とも言われ、農民はねずみ、木の皮、葉まで食べ、人肉食事件も多かったとされる。村全体が死に絶えたところもあったという〔黒川2002：210-214〕。

（29）ユーロ・マイダン（欧州広場）革命とは、親ロシア派のヴィクトル・ヤヌコーヴィチ大統領がEUとの連合協定に署名することを拒んだことをきっかけに、首都キエフの独立広場でのデモ活動から始まり、2014年、大統領の国外追放をもたらしたウクライナで起きた市民革命のことである。この革命は、ソーシャルメディアを駆使する市民が中心となり、フェイスブック上で誕生した革命であり、フェイスブックなしには実現しなかったとされる〔マーシ2022：110-112〕。

（30）2022年4月14日付朝日新聞。「(憲法季評) 日本が守るべきものは何か 生命と尊厳と、重い問い 松尾陽」。松尾陽は法哲学者。

（31）米国の政治学者ジーン・シャープは、支配者がどれだけの力を持つことができるかは、人びとがどれだけのパワーを支配者に与えるかにかかっているとし、政府の権力は、被支配者の同意と協

力に依存しており、同意や協力が弱くなればそれに従って政府の力は損なわれるとする [中見 2009 : 163-184]。そして、かかる観点から権力を無力化するための 198 の非暴力的方法を提唱している。例えば、「個人に対して圧力をかける方法」として、以下のものをあげる。

31. 役人に付きまとう。32. 役人をなじる。33. 馴れ馴れしくする。34. 寝ずの座り込みを行う。

(3 2) 2022 年 4 月 15 日付 朝日新聞。「(耕論) 戦うべきか、否か 篠田英朗さん、想田和弘さん、山本昭宏さん」の映画監督・想田和弘の主張。

(3 3) ただし、日本が外国から侵攻を受けた段階で、自衛隊員がやっぱり戦闘で死にたくないと言自衛隊を辞めることは認めざるをえないであろう。自衛隊員も「市民」であることに変わりはない。

(3 4) 例えば、ドイツは長らく徴兵制をとっていたが (2011 年 7 月 1 日停止)、徴集兵は“制服を着た市民”として社会とのつながりを保障すると考えられ、また、兵役拒否の権利についても、建国当初から基本法に明記されており、軍隊での役務に就くことを強制されない権利は保障されていた。兵役拒否者は、代替の民間役務に従事した。具体的には、看護、介護、救急、レスキュー隊、重度身体障害者宅での介護、新旧教会奉仕活動などの仕事に就いた [市川 2002 : 231-234]。

(3 5) 本稿は、今年 2 月に始まったウクライナ戦争を観察して芽生えた筆者の問題意識を短時間でまとめたものである。内容的には不完全・未成熟であることは十分に自覚しているが、とにかく現時点での問題意識を形にしておくことが重要と考え執筆した。学術論文ではなく、あくまで「研究ノート」ということでご容赦を願いたい。今後は本稿をさらに進化させ、「学術論文」として世に問いたいと考えている。

引用文献

新垣拓 [2022] 「ウクライナ戦争と米国一強まる大国間競争の流れ」 (増田雅之編『ウクライナ戦争の衝撃』防衛研究所)

市川ひろみ「兵役拒否をめぐるアポリア」 [2021] (市川ひろみ・松田哲・初瀬龍平編『国際関係論のアポリアー思考の射程』晃洋書房)

伊藤真 [2018 年] 「憲法 9 条の防衛戦略」 (伊藤真・神原元・布施祐仁『9 条の挑戦：非軍事中立戦略のリアリズム』大月書店)

黒川祐次 [2002] 『物語 ウクライナの歴史—ヨーロッパ最後の大国』 (中央公論新社)

ゴラマリ・コシュロー [2016] 「宗教と暴力」 (ジェレミー・ローゼン編・渥美桂子訳『世界はなぜ争うのか—国家・宗教・民族と倫理をめぐる』朝倉書店)

清水雅彦「ロシアによるウクライナ侵攻と憲法の平和主義—武力行使を制限する国連憲章 永久に放棄する日本国憲法」[2022]（『月刊マスコミ市民 640号』アストラ）

豊島晋作 [2022] 『ウクライナ戦争は世界をどう変えたか』（KADOKAWA）

中見真理 [2009] 「ジーン・シャープの戦略的非暴力論」（『清泉女子大学紀要 57号』清泉女子大学）

初瀬龍平 [2017] 「原爆・核抑止・核ガバナンス」（菅英輝・初瀬龍平編『アメリカの核ガバナンス』晃洋書房）

前澤貴子 [2011] 「ウクライナ支援のための2022年武器貸与法の成立」（『ジュリスト 1573号』有斐閣）

マウリツィオ・ラッツァラート（杉村昌昭訳）[2022] 「ウクライナ戦争の背景」（『現代思想 50巻 6号』青土社）

マーシ・ショア [2022] 『ウクライナの夜—革命と侵攻の現代史』（慶應義塾大学出版会）

渡部悦和・井上武・佐々木孝博 [2022] 『ロシア・ウクライナ戦争と日本の防衛』（ワニ・プラス）

高橋杉雄「ウクライナ侵攻でにわかに関心が高まる『核共有』：日本が導入するための前提条件」
<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00809/>（最終閲覧 2022年9月1日）

在ウクライナ日本大使館ホームページ

https://www.ua.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html（最終閲覧 2022年9月1日）